



岩手労働局発表  
平成26年10月2日

【照会先】  
岩手労働局雇用均等室  
雇用均等室長 渡辺 安子  
地方機会均等指導官 柴田 千波  
(電話) 019-604-3010

報道機関各位

## 平成26年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定！ — 昨年の両立推進企業部門受賞に続きダブル受賞 —

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、その取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進しています。

本年度、岩手労働局では、「均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門)」として、次の企業を表彰します。

表彰企業

均等推進企業部門

「岩手労働局長優良賞」

**株式会社岩手銀行** (盛岡市)

取組内容(別紙)



ポジティブ・アクション  
シンボルマーク「きらら」

(注)「均等推進企業部門」は、女性労働者の能力発揮を促進するために他の模範ともいべき取組みを推進しているもの

### 【表彰式】

1. 表彰日時 **平成26年10月6日(月) 13時30分**
2. 表彰場所 **岩手労働局6階会議室**  
(盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎)

均等・両立推進企業表彰（均等推進企業部門）岩手労働局長優良賞

# 株式会社岩手銀行

所在地：盛岡市 業種：銀行業 従業員数 2,215 名

研修等の実施により、女性が少なかった融資渉外業務への女性の配置が増加、  
役職者に占める女性の割合が着実に増加

## 1 ポジティブ・アクションの取組体制

- ◇ 平成 24 年度よりポジティブ・アクションを実施
- ◇ 平成 25 年度から 3 か年の中期経営計画において女性登用の拡大を掲げ公表

## 2 ポジティブ・アクション取組内容、成果

### （採用拡大）

- ◇ 学生対象の会社案内に仕事と育児を両立しながら預り資産営業を担当している女性を紹介

### （職域拡大）

- ◇ 融資業務に就く際の基礎知識が習得できるよう、入社後のジョブローテーションにおいて、融資業務に携わる期間を男女とも 6 か月以上確保
- ◇ 重点的に融資業務を経験する時期に出産等が重なる女性が多いことから、女性融資業務担当者等を対象とした「融資渉外キャリアアップ研修会」を実施
- ◇ 女性の融資渉外担当者を対象とした外部研修に派遣
- ◇ 渉外担当者に占める女性の割合について、平成 14 年度は 7.9%であったが、平成 24 年度には 23.3%、平成 25 年度は 26.8%と年々上昇

### （管理職登用）

- ◇ 出産等が不利にならないような人事管理制度等を導入し、役職者に対し研修を実施
- ◇ 「融資渉外キャリアアップ研修会」の場において、ロールモデルとして子育て経験のある女性役職者による発表の場を設定
- ◇ 役職者（係長級以上）に占める女性割合は平成 23 年度 8.5%、平成 24 年度 8.9%、平成 25 年度 9.4%と増加

### （職場環境・職場風土の改善）

- ◇ 育児休業復職者に都合のよい配属先への復帰配慮規定の施行、自動車通勤可能距離の延長措置を実施
- ◇ 育児休業者を対象とした託児付きのセミナーを開催

## 均等・両立推進企業表彰基準（抜粋）

### 均等推進企業部門 都道府県労働局長優良賞

- ① 女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）に取り組んでいることを企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいることを「ポジティブ・アクション応援サイト」又は「女性の活躍推進宣言コーナー」に公表していること。
- ② 「女性のみを対象」又は「女性優遇」の取組が、男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られていること。
- ③ ポジティブ・アクションの「取組体制」及び「取組内容」（「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」又は「職場環境・職場風土の改善」）に関する評価項目の点数が40点中10点以上あること。
- ④ 応募年を含め、過去3年間において、「採用拡大」、「職域拡大」又は「管理職登用」のうち1項目以上において成果が見られること。その他、他の企業の模範となるようなポジティブ・アクションの取組を行っており、かつ本表彰の趣旨にふさわしくない雇用管理が行われていないこと。
- ⑤ 応募時点において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の義務規定違反がないこと。
- ⑥ 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
- ⑦ 過去に均等推進企業部門の都道府県労働局長優良賞（過去の均等推進企業表彰の平成11年度における都道府県女性少年室長賞、平成12年度から平成14年度までにおける都道府県労働局長賞、平成15年度以降の都道府県労働局長優良賞を含む。）を受賞していないこと。